福島大学教職大学院における他機関との連携について

本学教職実践研究科教職高度化専攻（教職大学院）においては、専門職大学院設置基準第６条の２に基づき、福島大学と福島県教育委員会との教育課程連携協議会を設置している。同協議会は「福島大学と福島県教育委員会との連携協力に関する連絡協議会設置要綱」に基づき、学外委員６名（福島県教育委員会）を含む１２名の委員により構成され、教員育成、大学及び教職大学院の各部会と連携し、教員研修における教職大学院との連携の強化に関すること等について協議することを目的としている。